

アフターコロナに向かって、事業の変革に挑む 新たな“チャレンジ”を支援します

佐賀県中小企業新事業 チャレンジ支援補助金

最大200万円

補助率2/3

長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の生活様式や消費行動、企業活動など社会経済が大きく変化するなか、こうした変化に対応するための新たなチャレンジを支援します。

補助対象となる事業者

以下のいずれも満たす事業者が対象です。

- ① 佐賀県内に店舗や事業所を有する中小企業者（個人事業者を含む。）
- ② 2020年12月以降の連続する6カ月のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前（2019年1月1日から2020年3月31日）の同3カ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること

補助対象となる取組項目

- ① 新商品（新役務）の開発又は提供
- ② 販路の開拓・売上向上
- ③ デジタル化による生産性の向上
- ④ 複数の企業による新たなビジネスの創出
- ⑤ 事業再構築（新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換、事業再編等）

対象事業のイメージ



旅館の客室を
ワーケーション
施設へ転換



店舗改装による
ドライブスルー
販売の開始



キッチンカー導
入によるテイクア
ウト販売の開始



非対面型オン
ラインレッス
ンの提供



県産農産物の
ドライ加工による
商品開発



看板メニューを
活用したレトル
ト食品の開発

補助額・補助率

補助額：下限50万円～上限200万円以内

補助率：補助対象経費の3分の2以内

申請方法等

①申請に必要な書類は、佐賀県中小企業団体中央会のHPよりダウンロードしてください。



(<https://www.aile.or.jp/>)

佐賀県中小企業団体中央会HP

②詳細は「公募要領」をご確認の上、申請してください。

③事業計画を認定経営革新等支援機関と策定し、郵便物が追跡できる方法（簡易書留、宅配便など）で提出してください。

④各公募期間終了後、申請書や関係書類を審査の上、審査結果を事務局から通知します。

【公募期間】

第1回：令和3年7月21日（水）～8月17日（火）

第2回：令和3年8月23日（月）～9月17日（金）

第3回：未定(公募を実施する場合は、改めてご案内します。)

事業の実施

本補助金を活用する事業は、令和4年1月31日までに事業を完了いただく必要があります。

※採択審査の結果、採択となった場合は、令和3年7月6日以降に発生した経費についても補助対象とすることが可能です。ただし、不採択となった場合は、本補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

補助対象経費の例

機械装置・システム構築費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託料、外注費、運搬費、研修費

お問合せ先及び申請書提出先

■佐賀県中小企業新事業チャレンジ支援補助金支援センター

（事業実施者：佐賀県中小企業団体中央会）

〒840-0833 佐賀市中の小路1-14「佐賀新聞中央ビル」2階

☎0952-25-2258（平日9時から16時30分まで）

*ただし、現在専用線工事中のため、7月19日までは

携帯電話：080-2399-4860にお問い合わせください